

小規模事業者限定

多摩・島しょ  
地域資源承継支援

# 助成金

私たちの未来に役立つ  
助成金制度



事業承継・経営資源や事業の引継ぎなどの取り組みを応援します

小規模事業者の範囲

| 業種         | 製造業その他 | 卸売業・小売業 | サービス業 | 宿泊業・娯楽業 |
|------------|--------|---------|-------|---------|
| 常時使用する従業員数 | 20人以下  | 5人以下    | 5人以下  | 20人以下   |

※業種分類は日本標準産業分類に基づきます

親族内・従業員の承継支援

**A**  
タイプ

## 承継前

3年以内に経営者交代による事業承継を予定している小規模事業者

活用できる取り組み

事業の磨き上げに  
必要な費用など

| 助成率   | 助成限度額 | 助成対象者 |
|-------|-------|-------|
| 2/3以内 | 100万円 | 現経営者  |



**B**  
タイプ

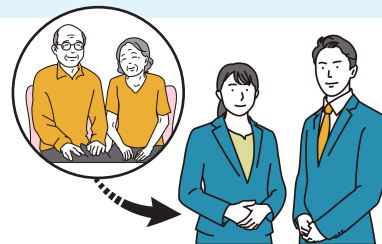
## 承継後

3年以内に経営者交代による事業承継を行った小規模事業者

活用できる取り組み

承継後の  
経営基盤の確立に  
必要な経費など

| 助成率   | 助成限度額 | 助成対象者 |
|-------|-------|-------|
| 2/3以内 | 150万円 | 承継者   |



**C**  
タイプ

## 経営資源引継 及び 第三者承継

経営資源や事業を引継ぎ予定、または3年以内に引継いだ小規模事業者

活用できる取り組み

引継いだ経営資源を  
活用する際に  
必要な経費など

| 助成率   | 助成限度額 | 助成対象者 |
|-------|-------|-------|
| 2/3以内 | 150万円 | 譲受者   |



経営資源  
引継ぎ支援

# 多摩・島しょ地域資源承継支援助成金の概要

| 申請タイプ   | 主な対象要件  |
|---|---|
| <b>A</b><br>タイプ<br><b>承継前</b><br><small>(親族内・従業員)</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多摩・島しょ地域で5年以上事業を営む小規模事業者</li> <li>● 3年以内に事業承継を予定し、実行に向けて取り組む者</li> </ul>   |
| <b>B</b><br>タイプ<br><b>承継後</b><br><small>(親族内・従業員)</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多摩・島しょ地域で5年以上事業を営む小規模事業者</li> <li>● 令和8年4月1日時点において3年以内に事業承継を行った者<br/>または、申請時までには事業承継を行った者</li> <li>● 事業の持続的発展に取り組む者</li> </ul>   |
| <b>C</b><br>タイプ<br><b>経営資源の<br/>引継ぎ・<br/>第三者承継</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多摩・島しょ地域の経営資源や事業を助成事業期間内に引継ぐ予定の者</li> <li>● 令和8年4月1日時点において3年以内に経営資源や事業の引継ぎを行った<br/>または、申請時までには引継ぎを行った小規模事業者</li> <li>● 引継ぐ経営資源や事業を同地域内で活用する者</li> </ul> <p>※譲渡者は、同じ経営者で譲渡前の直近3年以上、事業活動を行っていること</p> |

※各申請については所定の計画書作成が必要となります。詳細は最下部の右から募集要項をご確認ください。

| 対象経費  |           |          |               |
|-------|-----------|----------|---------------|
| 1 人件費 | 2 研究費・教育費 | 3 改良費    | 4 機械装置等費      |
| 5 物品費 | 6 設備処分費   | 7 賃借料    | 8 販路開拓費       |
| 9 委託費 | 10 外注費    | 11 専門家謝金 | 12 島しょ指導専門家旅費 |

※事業承継やM&A等による譲渡対価(株式・営業権・不動産等の資産など)や中古機器などの取得費用は助成対象外です。

## 申請方法

**郵便(締切日消印有効)** ※簡易書留等の記録が残る方法で送付してください。

## 受付締切

第1次受付締切 令和8年6月5日 助成事業完了期限 令和8年12月10日

第2次受付締切 令和8年7月17日 助成事業完了期限 令和9年1月31日

第3次受付締切 令和8年8月28日 助成事業完了期限 令和9年1月31日

## 備考

※申請書類の受付後、**事前調査**を実施させていただきます。

(事前調査とは、調査専門員による面談によって、申請要件・申請内容の確認、書類の内容を調査するものです。)

採択された事業者は、多摩・島しょ経営支援拠点(運営:東京都商工会連合会)または多摩ビジネスサポートセンター(運営:町田商工会議所)による無料の専門家派遣事業をご利用いただき、円滑な事業承継や持続的発展をサポートする支援を受けていただきます。

お問い合わせ先

東京都商工会連合会 多摩・島しょ経営支援拠点 事業承継支援室

TEL **042-518-9578**

〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-17-1 Y&Mビル3階

受付時間

**9:00~17:30**

※土日・祝日除く

本事業に関する詳細  
(募集要項・各種様式)  
については、こちらより  
ご確認ください



<https://t2bizx.tokyo/biz-succession/>